

令和6年度芳賀町競争入札参加資格審査追加申請について

令和6年度芳賀町競争入札参加資格審査申請書を、下記の要領により受け取りますので、入札に参加を希望される方は提出してください。

1 審査対象区分

○建設工事

※物品・役務及び測量・コンサルタントは随時受付を行っています。

2 受付期間

令和6年2月1日(木) から 2月26日(月)まで ※当日消印有効

(期間中の土曜日、日曜日、祝祭日は除く)

※上記以外の期間の受付は一切行いませんので、ご注意ください。

3 受付時間

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）

4 受付場所(提出方法)

○持参の場合 芳賀町役場2階 総務課 管財係 窓口

○郵送の場合 芳賀町役場 総務企画部 総務課 管財係

〒321-3392 栃木県芳賀郡芳賀町大字祖母井 1020 番地

※「入札参加資格審査申請書 在中」とご記入ください。

5 申請書類(入手方法)

申請書については役場総務課窓口又は町ホームページにて入手できます。

(申請書類については、A4判サイズで出力し、提出してください。)

【提出書類等】

○一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請書類一式

・提出書類記入方法及び綴じ込み順については、【建設工事】の申請書類一覧を参照ください。

○A4判個別ファイルフォルダ(クリアフォルダ不可)



このような形状のものです

・個別ファイルフォルダのインデックス部分に商号又は名称を記入してください。

・申請書類がバラバラにならないように、ダブルクリップ等で綴じ込んでください。

ただし、一般競争(指名競争)入札参加資格審査入力カードは、別にして綴じ込まないようにしてください。

○提出書類に不備があった場合、不足書類があった場合は、再提出、追加提出していただ

きます。

6 有効期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで（1年間）

7 次のいずれかに該当する方は、入札参加資格審査の申請をすることができません。

- 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当する方
- 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定に該当する事実があったと認められ、その事実があった後2年を経過していない方
- 審査日の前2年のそれぞれの1年における決算において完成工事高のないもの
- 国税及び芳賀町税に未納がある方
- 次に定める届出の義務を履行していない方（該当の義務がない方を除く。）
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

8 審査結果について

- 受理された業者については町ホームページに登録番号、業者名、住所を掲載いたします。（ホームページへの掲載は、新年度4月以降になります。）
- 審査結果をお知らせするため次のどちらかを同封ください。
 - ①受付票（業者指定のもの）を送付するための返信用封筒（宛先住所、会社名、担当者氏記入の封筒に切手を貼ったもの）1通
 - ②官製はがき（宛先住所、会社名、担当者名記入）1枚

9 問合わせ先

芳賀町総務企画部総務課管財係 電話 028-677-6011（直通）
FAX 028-677-3123